
「協会の投資勧誘、顧客管理等に関する規則」の一部改正について

日証協 平 21. 4. 14

本協会では、本年 4 月 14 日の自主規制会議において、「協会の投資勧誘、顧客管理等に関する規則」を一部改正した。

本改正は、平成 19 年 3 月にまとめられた「内部者登録制度の見直しに係る基本方針」に則り、内部者取引の未然防止に必要なインフラ整備として、J-IRISS（ジェイ・アイリス Japan-Insider Registration & Identification Support System）の構築に伴うものである。

本協会が別に定める日から施行する。

規則改正の趣旨骨子及び新旧対照表は、以下のとおりである。

「協会員の投資勧誘、顧客管理等に関する規則」の一部改正について

平成 21 年 4 月 14 日
日 本 証 券 業 協 会

1. 改正の趣旨

本協会では、平成 19 年 3 月に取りまとめられた「内部者登録制度の見直しに係る基本方針」に則り、内部者取引の未然防止に必要なインフラ整備として、J-IRISS（ジェイ・アイリス Japan-Insider Registration & Identification Support System）の構築を行ってきたところである。

今般、当該 J-IRISS の稼動に伴い、別紙のとおり、「協会員の投資勧誘、顧客管理等に関する規則」の一部改正を行うこととする。

2. 改正の骨子

- ① 協会員は、上場会社等の特定有価証券等に係る売買等を行う顧客（法人を除く。以下この条において同じ。）について顧客カードに記載されている顧客の氏名、生年月日及び住所について、年 1 回以上、J-IRISS（本協会の照合システムをいう。）に照合しなければならないこととする。（第 15 条の 2 第 1 項）
- ② 協会員は、前項に規定する照合の結果を踏まえ、上場会社等の役員等に該当するか否かにつき確認し、遅滞なく、前条に規定する内部者登録カードを整備しなければならないこととする。（第 15 条の 2 第 2 項）
- ③ 協会員は、第 1 項に規定する照合の結果、J-IRISS から情報の提供を受けた場合には、前条に規定する内部者登録カードの整備等以外の目的で当該情報を使用してはならないこととする。（第 15 条の 2 第 3 項）

3. 施行時期

本協会が別に定める日から施行する。

以 上

「協会の投資勧誘、顧客管理等に関する規則」の一部改正について

平成 21 年 4 月 14 日

(下線部分変更)

新	旧
(J-IRISS への照合等) 第 15 条の 2 協会員は、金商法第 166 条に規定する上場会社等の特定有価証券等に係る売買等を行う顧客（法人を除く。以下この条において同じ。）について顧客カードに記載されている顧客の氏名、生年月日及び住所について、年 1 回以上、J-IRISS（本協会の照合システムをいう。）に照合しなければならない。 2 協会員は、前項に規定する照合の結果を踏まえ、上場会社等の役員等に該当するかどうかにつき確認し、遅滞なく、前条に規定する内部者登録カードを整備しなければならない。 3 協会員は、第 1 項に規定する照合の結果、J-IRISS から情報の提供を受けた場合には、前条に規定する内部者登録カードの整備等以外の目的で当該情報を使用してはならない。 付 則 この改正は、本協会が別に定める日から施行する。	(新 設)